

(証券コード2702)

2020年3月12日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号  
日本マクドナルドホールディングス株式会社  
代表取締役社長 サラ L. カサノバ

## 第49回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第49回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき2020年3月26日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年3月27日（金曜日）午後1時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号  
東京国際フォーラム ホールA  
(昨年とホールが異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第49期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第49期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。 何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。
---

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役3名選任の件
- 第3号議案 監査役4名選任の件

以上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。なお、会場への入場開始は午後0時を予定しており、それ以前の入場はできかねますのでご承知おき下さい。開会直前は、開場受付が大変混雑いたしますので、お早目の来場をお願い申し上げます。
  - ◎資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参下さいますようお願い申し上げます。
  - ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.mcd-holdings.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 第49期 事業報告

〔2019年1月1日から〕  
〔2019年12月31日まで〕

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

2019年は中期経営目標の2年目として、「食の安全・安心」を徹底するとともに、お客様の店舗体験のさらなる向上のため、特に「メニュー」「バリュー」「未来型店舗体験」「ピープル」「店舗展開」の5つの取り組みに注力いたしました。

「メニュー」「バリュー」：お客様のご期待に沿って、それぞれの時間帯に合わせたメニューラインアップを強化し、バリューフォーマネーにおいてお客様にお得感を感じていただけるさまざまな取り組みを実施いたしました。2019年10月の消費税率10%への引き上げおよび軽減税率制度実施時には、全てのお客様にとって分かりやすく利便性を重視した価格設定・価格表示を採用し、「店内ご飲食」と「お持ち帰り(ドライブスルー含む)」の税込価格を統一いたしました。またお客様にお得感・納得感のあるバリューメニューを、これまでと変わらない価格でご提供すると共に、「おてごろマック」の新メニューとして「スパイシーチキンバーガー(通称スパチキ)」を販売開始いたしました。

「未来型店舗体験」：お客様お一人お一人により充実したサービスをご提供し、クイックサービスレストランのサービス概念を大きく変革することを目指しております。お客様のおもてなしを専門に行うスタッフである「おもてなしリーダー」、お客様にお席でお待ちいただき、クルーができたての商品をお届けする「テーブルデリバリー」、ご来店前にスマートフォンのアプリでご注文から決済まで完了でき、ご来店時にすぐにできたての商品をお受け取りいただける「モバイルオーダー」等を順次導入し、お客様の多様なニーズに対応した快適さ、おもてなしのご提供を進めています。モバイルオーダーは2020年中の全国展開を目指しております。

「ピープル」：お客様に最高の店舗体験をしていただくために優秀な人材の確保と育成を継続的に実施しております。採用の分野では、3月および9月に採用キャンペーンを行い、クルー体験会を実施いたしました。体験会には大変多くの方にご参加いただき、計画通りの採用を実現することができました。

「店舗展開」：当連結会計年度は、新規出店40店舗、閉店29店舗となり、当連結会計年度末の店舗数は2,910店舗となりました。経営資源を効果的に活用するために、新規出店と改装、リビルドや未来型店舗への投資配分を柔軟に見直しながら成長のための投資を行いました。

お客様のさらなる利便性向上を目指しデリバリーの強化も行っており、当連結会計年度末時点でデリバリー導入店舗数は、マクドナルドのクルーが商品をお届けする「マックデリバリー」実施店舗と「Uber Eats」との連携店舗を合わせて709店舗となりました。

また、マクドナルドは、グローバルの規模を活かして、より良い未来のために皆様とともに社会的課題や環境問題に取り組む“Scale for Good”という枠組みを構築しており、日本では「持続可能な食材の調達」「パッケージ&リサイクル」「ファミリーへのコミットメント」に注力いたしました。その一つとして、使わなくなったハッピーセットのおもちゃを店舗で回収し、そのおもちゃを原材料の一部として使用したトレイに再生する「おもちゃリサイクル」を春休み、夏休み、冬休みの期間に実施いたしました。

#### <システムワイドセールス及び売上高>

中期経営方針に基づきお客様を第一に考えて実施した様々な施策の相乗効果により、既存店売上高は4.5%の増加となり、1店舗当たりの平均月商は上場以来最高を更新することができました。システムワイドセールスは5,490億59百万円（前連結会計年度比248億55百万円増加）、売上高は2,817億63百万円（前連結会計年度比95億6百万円増加）となりました。

<売上原価>

直営売上原価率は、主に売上高の増加や、店舗収益性の改善により0.3ポイント減少しました。また、フランチャイズ収入原価率は、主に売上高の増加に伴いフランチャイズ収入が増加したこと等により0.2ポイント減少いたしました。

(売上原価の内訳)

(単位：百万円)

	前連結会計年度		当連結会計年度		前連結会計年度比	
	金額	原価率	金額	原価率	金額	原価率
直 営 売 上 原 価	165,608	86.4%	169,728	86.1%	4,119	△0.3%
(内訳)						
材 料 費	68,583	35.8%	69,649	35.3%	1,065	△0.5%
労 務 費	52,351	27.3%	54,212	27.5%	1,860	0.2%
そ の 他	44,672	23.3%	45,866	23.3%	1,194	0.0%
フランチャイズ収入原価	53,451	66.3%	55,938	66.1%	2,487	△0.2%
売 上 原 価 合 計	219,059	80.5%	225,666	80.1%	6,607	△0.4%

<販売費及び一般管理費>

販売費及び一般管理費につきましては、効果的なマーケティング活動や一般管理費の管理強化等により0.4ポイント減少しました。

(販売費及び一般管理費の内訳)

(単位：百万円)

	前連結会計年度		当連結会計年度		前連結会計年度比	
	金額	売上高比	金額	売上高比	金額	売上高比
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	28,152	10.3%	28,078	10.0%	△74	△0.4%
(内訳)						
広 告 宣 伝 費 及 び 販 売 促 進 費	7,703	2.8%	7,957	2.8%	254	0.0%
一 般 管 理 費	20,449	7.5%	20,120	7.1%	△328	△0.4%

<営業利益及び経常利益>

売上高の増加や店舗収益性の改善等により、営業利益は280億18百万円（前連結会計年度比29億73百万円増加）、経常利益は274億87百万円（前連結会計年度比18億42百万円増加）となりました。

<親会社株主に帰属する当期純利益>

親会社株主に帰属する当期純利益は、経常利益の274億87百万円から、特別損失で減損損失及び固定資産除却損で5億32百万円、法人税等合計で100億69百万円が加味され、168億85百万円（前連結会計年度比50億53百万円減少）となりました。

(注) 既存店売上高とは、少なくとも13ヶ月以上開店している店舗を対象店舗として、その店舗の売上高を当連結会計年度と前連結会計年度それぞれ合計して比較したものです。

(注) システムワイドセールスとは、直営店舗とフランチャイズ店舗の合計売上高であり、連結損益計算書に記載されている売上高と一致しません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中は、新規出店と改装、リビルドや未来型店舗への投資等を中心に、以下の投資を行いました。

(単位：百万円)

	店舗	本社管理部門	計
建物及び構築物	7,187	70	7,257
機械及び装置	3,398	82	3,480
工具、器具及び備品	4,353	89	4,442
土地	738	-	738
リース資産	90	-	90
ソフトウェア	-	1,903	1,903
敷金及び保証金	1,194	-	1,194
計	16,962	2,145	19,108

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中は、特記すべき資金調達は行っておりません。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第46期 (2016年12月期)	第47期 (2017年12月期)	第48期 (2018年12月期)	第49期 (当連結会計年度) (2019年12月期)
システムワイド セールス(百万円)	438,488	490,188	524,203	549,059
売上高(百万円)	226,646	253,640	272,257	281,763
営業利益(百万円)	6,930	18,912	25,045	28,018
経常利益(百万円)	6,614	19,718	25,644	27,487
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	5,366	24,024	21,939	16,885
1株当たり当期純利益(円)	40.37	180.69	165.01	127.00
総資産(百万円)	180,499	196,254	210,037	221,696
純資産(百万円)	110,214	129,690	146,226	159,295
1株当たり純資産額(円)	827.32	975.42	1,099.78	1,198.08

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を第49期から適用しており、第48期に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業
日本マクドナルド株式会社	100百万円	100%	ハンバーガーレストラン事業

(4) 対処すべき課題

当社グループは、食を提供する企業として「食の安全」の確保を最優先課題とし、お客様に安全な食事をお召し上がりいただけるよう食品管理システムの正確な運用に取り組んでおります。また、業績の向上と併せて社会貢献活動を積極的に取り組むべき重要な領域と位置づけ、社会貢献活動の向上に努めております。

(5) 主要な事業内容（2019年12月31日現在）

当社グループの事業はハンバーガーレストラン事業単一であり、直営店舗方式による店舗運営とフランチャイズ方式による店舗展開を行っております。

その売上高は、以下のとおり推移しております。

(単位：百万円)

	第46期 (2016年12月期)	第47期 (2017年12月期)	第48期 (2018年12月期)	第49期 (当連結会計年度) (2019年12月期)
直 営 店 舗	164,136	180,524	191,594	197,102
フランチャイズ店舗	274,351	309,664	332,608	351,956
システムワイドセールス	438,488	490,188	524,203	549,059

(6) 主要な営業所及び店舗（2019年12月31日現在）

① 主要な営業所

当社	本社：東京都新宿区
(子会社)	
日本マクドナルド株式会社	本社：東京都新宿区

② 店舗の状況

	前連結会計 年度末	当連結会計 年度末	増減
直 営 店 舗	805店	784店	△21店
直 営 サ テ ラ イ ト 店 舗	104店	102店	△2店
フ ラ ン チ ャ イ ズ 店 舗	1,584店	1,622店	38店
フ ラ ン チ ャ イ ズ サ テ ラ イ ト 店 舗	406店	402店	△4店
合 計 店 舗 数	2,899店	2,910店	11店



年度内新設店舗数	40店
年度内閉鎖店舗数	△29店
純増減店舗数	11店

(7) 従業員の状況 (2019年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業部門の名称	従業員数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
店舗部門	1,523 (13,534)	△43 (307)
管理部門	562 (54)	△17 (11)
合計	2,085 (13,588)	△60 (318)

(注) 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員)は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。また、従業員数の中には、嘱託(4名)、出向・海外派遣社員(20名)、休職(52名)は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

2019年12月31日現在、従業員はおりません。

(注) 当社は持株会社であり、管理・経理事務処理業務等に関しては日本マクドナルド株式会社に委託しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年12月31日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入残高
マクドナルド・レストラン・オペレーションズ・インク	500

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（2019年12月31日現在）

① 発行可能株式総数	480,840,000株
② 発行済株式の総数	132,960,000株
③ 株主数	253,894名
④ 単元株式数	100株
⑤ 大株主（上位10名）	

株主名	持株数（百株）	持株比率（%）
マクドナルド・レストランズ・オブ・カナダ・リミテッド	335,800	25.26
マクド・エー・ピー・エム・イー・エー・シンガポール・インベストメンツ・ピーティイー・リミテッド	328,850	24.73
ステートストリートバンクウェストクライアントトリーティー 505234	23,675	1.78
J P モルガン証券株式会社	9,752	0.73
日本マクドナルドグループ持株会	8,393	0.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	8,366	0.63
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,190	0.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	7,414	0.56
エスアイエツクス エスアイエス スイス ナショナル バンク	5,645	0.42
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	4,065	0.31

(注) 1. 持株比率は自己株式919株を控除して計算しております。

2. 持株比率は表示単位未満を四捨五入しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況（2019年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	ロバート D. ソン	
代表取締役社長 兼CEO	サラ L. カサノバ	日本マクドナルド株式会社代表取締役会長
代表取締役副社長 兼COO	下平 篤雄	日本マクドナルド株式会社代表取締役副社長兼COO
代表取締役	佐藤 仁志	上席執行役員 日本マクドナルド株式会社上席執行役員法務ガバナンス本部長
取締役	日色 保	日本マクドナルド株式会社代表取締役社長兼CEO
取締役	宮下 建治	執行役員 日本マクドナルド株式会社執行役員総務本部長
取締役	アンドリュー V. ヒプスレイ	日本マクドナルド株式会社ブランドアドバイザー
取締役	アローシャ・ウイジェムニ	マクドナルド・コーポレーション コーポレートバイスプレジデントグローバルフランチाइジングオフィサー
取締役	川村 明	アンダーソン・毛利・友常法律事務所顧問・弁護士 公益社団法人日本仲裁人協会理事長 国際陸上競技連盟（IAAF）倫理委員
取締役	上田 昌孝	公益社団法人会社役員育成機構（BDTI）理事 特定非営利活動法人日本卵殻膜推進協会理事長 株式会社スカラ顧問 株式会社東日本銀行社外取締役 一般社団法人日本ゴルフツアー機構専務理事

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常 勤 監 査 役	石 井 隆 朗	日本マクドナルド株式会社常勤監査役
監 査 役	田 代 祐 子	株式会社アコーディア・ゴルフ代表取締役会長兼社長CEO ネクスト・ゴルフ・マネジメント株式会社代表取締役会長CEO ヤマハ発動機株式会社社外取締役 特定非営利活動法人未来開発研究所理事 特定非営利活動法人ザ・ファースト・ティー・オブ・ジャパン理事
監 査 役	本 多 慶 行	スミダコーポレーション株式会社代表執行役CFO
監 査 役	キャサリン・フーベル	マクドナルド・コーポレーションコーポレートバイスプレジデント・チーフアカウンティングオフィサー

- (注) 1. 取締役川村明氏及び上田昌孝氏は社外取締役であります。
2. 監査役田代祐子氏、本多慶行氏及びキャサリン・フーベル氏は社外監査役であります。
3. 社外取締役上田昌孝氏並びに社外監査役田代祐子氏及び本多慶行氏は東京証券取引所の定める独立役員であります。
4. 常勤監査役石井隆朗氏は、当社及び当社子会社の財務部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役田代祐子氏は、米国公認会計士として、監査法人のパートナー、多数の民間企業の財務責任者、代表取締役等を歴任し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役本多慶行氏は、公認会計士・米国公認会計士、民間企業の経営者として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査役キャサリン・フーベル氏は、米国法人マクドナルド・コーポレーションの内部監査・財務会計を長年にわたり担当し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 当事業年度中に退任した取締役及び監査役  
該当事項はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役川村明氏、社外取締役上田昌孝氏、常勤監査役石井隆朗氏、社外監査役田代祐子氏及び社外監査役本多慶行氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める額を限度として負担するものとする契約を締結しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (2名)	500百万円 (20百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	29百万円 (14百万円)
合 計 (うち社外役員)	12名 (4名)	529百万円 (34百万円)

- (注) 1. 上記取締役及び監査役の支給人員は、無報酬の取締役1名及び監査役1名を除いております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与及び当社子会社から支払われる同社との兼務取締役に対する報酬は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2018年3月28日開催の第47回定時株主総会において年額1,200百万円以内（うち社外取締役の報酬額は年額60百万円以内。ただし、使用人分給与及び当社子会社から支払われる同社との兼務取締役に対する報酬は含まない）と決議いただいております。
4. 取締役報酬体系といたしましては、会社法第361条第1項に基づく限度額枠内の月例報酬、株価連動型報酬、業績連動型報酬及び退職慰労金を設けております。
5. 上記支給額には、以下のものが含まれております。
- ・役員報酬（株価連動型報酬）182百万円（取締役7名に対して182百万円）
  - ・役員報酬（業績連動型報酬）95百万円（取締役7名に対して95百万円）
  - ・役員退職慰労引当金繰入額 26百万円（取締役7名に対して24百万円、監査役3名に対して1百万円）
6. 監査役の報酬限度額は、2017年3月24日開催の第46回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
7. 監査役報酬体系といたしましては、会社法第387条に基づく限度額枠内の月例報酬及び退職慰労金を設けております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 社外役員の重要な兼職の状況

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職の内容	当社との関係
社外取締役	川 村 明	アンダーソン・毛利・友常法律事務所	顧問・弁護士	特にありません
		公益社団法人日本仲裁人協会	理事長	特にありません
		国際陸上競技連盟 (IAAF)	倫理委員	特にありません
社外取締役	上 田 昌 孝	公益社団法人会社役員育成機構 (BDTI)	理事	特にありません
		特定非営利活動法人日本卵殻膜推進協会	理事長	特にありません
		株式会社スカラ	顧問	特にありません
		株式会社東日本銀行	社外取締役	特にありません
		一般社団法人日本ゴルフツアー機構	専務理事	特にありません
社外監査役	田 代 祐 子	株式会社アコーディア・ゴルフ	代表取締役会長兼社長CEO	特にありません
		ネクスト・ゴルフ・マネジメント株式会社	代表取締役会長CEO	特にありません
		ヤマハ発動機株式会社	社外取締役	特にありません
		特定非営利活動法人未来開発研究所	理事	特にありません
		特定非営利活動法人ザ・ファースト・ティー・オブ・ジャパン	理事	特にありません
社外監査役	本 多 慶 行	スミダコーポレーション株式会社	代表執行役CFO	特にありません
社外監査役	キャサリン・フーベル	マクドナルド・コーポレーション	コーポレートバイスプレジデント・チーフアカウンティングオフィサー	連結子会社日本マクドナルド株式会社とライセンス契約に基づく取引関係のあるライセンサー

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

		取締役会（13回開催）		監査役会（9回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役	川村 明	13回	100%	—	—
取締役	上田 昌孝	13回	100%	—	—
監査役	田代 祐子	12回	92.3%	7回	77.8%
監査役	本多 慶行	13回	100%	8回	88.9%
監査役	キャサリン・フーベル	12回	92.3%	7回	77.8%

・取締役会及び監査役会における発言状況

各取締役及び各監査役は、それぞれの得意分野の見地から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提案を行っております。

ハ. 当社の子会社から受けた役員報酬等の額  
該当事項はありません。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 名称 EY新日本有限責任監査法人

##### ② 報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	142百万円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	157百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

##### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の議案とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。



(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための当社グループの体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役会議事録をはじめ、株主総会議事録、計算書類及び事業報告、当社の連結子会社で実施されているエグゼクティブ・マネジメント・チーム（以下「EMT」という）議事録、「権限委譲に関するガイドライン」に基づく事前審査と承認記録、監査役会議事録、監査役の活動に関する書類、及びその他取締役会及び監査役会が定める書類（電磁的に記録されたものを含む）については、関連資料とともに10年間保存し管理する。
- ロ. 業務執行に係る文書の保存及び管理については、文書の重要度に応じて保存期間や保存方法を規定する「文書保存管理規程」を策定し、これを従業員に周知徹底するとともに、各本部の日常の文書管理基準を設定し、必要な研修を実施する。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. リスク管理の確保については、コンプライアンス委員会が担当し、その指導のもと各本部のコンプライアンス責任担当者が当該各本部におけるリスク管理体制の浸透をはかる。また、リスクの事前審査体制を確保するため「権限委譲に関するガイドライン」において、関係各部門又はEMTの事前審査の必要性の有無を明記しこれを従業員に周知徹底するため必要な研修を実施する。
- ロ. 業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、各部門の業務プロセスを監査し、リスクの発見・防止と業務プロセスの改善に努める。
- ハ. 大規模な事故、災害、不祥事等の発生等による大規模なリスクに対処するため、必要な人員で構成する緊急対策本部を適宜設置する。緊急対策本部で取り扱うべきリスク、本部の活動及び権限の詳細については、「リスクマネジメント規程」及び「大規模災害対策本部規程」において定める。

ニ. そのほか、ビジネスの性質に鑑み、「リスクマネジメント規程」に基づいて、①店舗で発生する事故に対応するリスクの管理体制を確立するために、エマージェンシー・ホットライン（緊急通報体制）を設置し、経営陣への報告体制を整備する。②店舗における事故が発生した場合の対応方法については、「店舗商品・製品の品質の危機レベル管理とストックリカバリーに関する規程」を策定して、事故レベルごとの各部門の役割とともに、対応方法を具体的に定める。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規程」及び「取締役会規程細則」において取締役会での決議、報告事項を明記するとともに、各取締役は、「業務分掌・職務権限規程」及び「権限委譲に関するガイドライン」に基づき、職務権限の分配及び意思決定の適正化をはかり、効率的かつ適正な職務執行を行う。また、各取締役は、当社の経営方針の策定、重要事項の検討や決定、当社のコンプライアンス体制、リスク管理体制の整備、運用等について、効率的に取締役に対して報告が行われる体制を構築するよう、取締役会又は代表取締役に適宜提案する。

④ 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 連結子会社の法務ガバナンス本部担当執行役員を長とし、同社COO、CFO及び人事本部担当執行役員を常任委員としてコンプライアンス委員会を設置し、職務の執行が法令及び定款に適合することの維持確立に必要な調査を行い、指導を提案する権限を与える。コンプライアンス委員会の権限と活動に関する詳細をコンプライアンス委員会規程において定める。

ロ. コンプライアンスについて平易な言葉で説明した「業務上の行動規範」(Standards of Business Conduct) ハンドブックを策定し、従業員に配布するとともに、その遵守を確保するため、各従業員から遵守の誓約書を徴求する。

ハ. 取締役、執行役員、従業員など、役職及び職責に応じて、コンプライアンスに必要な研修を実施する。

ニ. 当社の業務執行に係る取締役及び従業員の承認権限を、役職及び職責ごとに明記し、関係各部署又はEMTによる事前承認の必要性の有無及び取締役会での決議や報告の必要性の有無を明記した「権限委譲に関するガイドライン」を策定するとともに、重要な業務執行の決定については、EMTにおいて事前に審査させるため、「EMT規程」を策定し、これらを従業員に周知徹底する。

ホ. 業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、各部門の業務プロセスを監査し、不正の発見・防止と業務プロセスの改善に努める。

ヘ. これらの取組みについて、積極的に株主、投資家、社会並びに取締役及び従業員に対して開示を行うことで、コンプライアンス体制の啓蒙と透明性の確保に努める。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社を含む企業集団全体での業務の適正化を維持するため、当社企業集団を構成する日本マクドナルド株式会社において、「内部統制規程」に定める業務適正化体制と同等の体制をとらせるとともに、業務の適正を維持するために重要と考えられる事項について当社に報告する体制をとらせるものとする。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

取締役会は、監査役が求めた場合は監査役の求める職務の補助を行うことができるだけの専門性、知識を有する従業員を、実務上可能な限り速やかに監査役補助従業員として任命するとともに、取締役及び従業員は、監査役補助従業員の調査、監査等に対し、監査役に対するのと同等の協力を行う。

⑦ 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役補助従業員は、取締役会の指揮命令系統には属さず、独立して監査役の職務の補助にあたり、監査役補助従業員に対する人事異動、懲戒処分その他の人事上の措置は、あらかじめ監査役会に報告され、その承諾を得なければ発動しないものとする。

- ⑧ 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 内部監査、財務及び法務部門は、担当部門の業務執行において法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- ロ. 取締役はイ. の報告義務について、その周知をはかる。
- ハ. 取締役及び従業員から、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した旨の報告を受けたコンプライアンス委員会は、委員長を通じて直ちに監査役に報告するものとする。内部通報制度による通報を受けた場合も同様とする。
- ニ. 取締役及び従業員は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告しなければならない。
- ホ. 監査役は、内部監査部門の実施する監査について、当該部門から適宜報告を受け、監査役が必要と認めたときは、追加監査の実施又は業務改善等の施策の実施を求めることができる。
- ⑨ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、「内部統制規程」に基づき、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役職員が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとしている。
- ⑩ 監査の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針
- 当社は、「内部統制規程」に基づき、監査役がその職務の執行について、費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理しなければならないものとしている。

⑪ その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役会は、監査の実施にあたり、連結子会社の内部監査部門及び会計監査人と連携することができるほか、常勤監査役及びその指定する者は重要な業務執行が協議される会議（会議の種類を問わない）に出席することができ、その場において意見を述べ、又は説明を求めることができる。
- ロ. 監査役は会計監査人を監督し、取締役からの会計監査人の独立性を確保するため、会計監査人の監査報告について独自に報告が受けられる。
- ハ. 当社を含む企業集団全体での業務の適正化を維持するため、当社企業集団を構成する日本マクドナルド株式会社において、「内部統制規程」に定める業務適正化体制と同等の体制をとらせるとともに、業務の適正を維持するために重要と考えられる事項について当社に報告する体制をとらせるものとする。2015年には同規程を改訂し、連結子会社の内部監査部門及び各担当部門が、直接当社の監査役に報告できることを明確にするるとともに、不利益取扱いの禁止、監査役補助使用人への協力義務、監査費用等の処理を明確にした。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。

当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりです。

① 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組みの状況

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役10名で構成され、社外監査役3名を含む監査役4名も出席しております。取締役会は13回開催し、法令及び定款等に定められた事項や経営方針等の重要事項について、法令及び定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議を行い、活発な意見交換がなされました。

また、監査役会を9回開催し、取締役の職務執行の監査、法令及び定款等の遵守について監査いたしました。

さらに、専門性・独立性を有する内部監査部門が、定期的に監査役に対してレポートを行うとともに、監査役の調査・監査等に対し協力を行いました。

監査役は、取締役会への出席や取締役、使用人からのヒアリングを通じて、当社の内部統制の整備、運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制と効率的な運用を行うための助言を行いました。また、会計監査人、内部監査部門と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を高めました。

② 内部統制・損失の危険の管理に関する取組みの状況

コンプライアンス委員会は、電話・手紙・メールを通じて行われる通報に基づいて、社内リスクの早期発見に努めました。また、eラーニングシステムを通じて、従業員に対してコンプライアンス研修を行いました。具体的には、昨今、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という）による不適切動画等の拡散が大きな社会問題となり、ブランドに対する大きな脅威となっている現状に鑑み、従業員による不適切動画等の撮影・SNSへのアップのリスクを減らすため、SNSに関する実践的教育を行う学習内容といたしました。これに加え、労務管理・情報管理など、業務全般に係るリスクを広くカバーいたしました。当該研修については、直営社員・フランチャイズ法人の従業員・パートタイム従業員を含め、18,541名が受講いたしました。

また、当事業年度において、当社は、フランチャイズ法人店長に向け、労務問題などを中心とした対面コンプライアンス研修を実施いたしました。直営営業部に対しても、コンプライアンス通報における調査の注意点及び調査の心構えについて、講義＋質疑応答形式で対面研修を実施いたしました。

なお、当事業年度において当社子会社元従業員による不正行為の事実が判明したことから、内部統制改善委員会を立ち上げ、リスクの洗い出し、業務体制の一部見直しを行うなど、コンプライアンスのより一層の強化をはかっております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(8) 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

## 連結貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	85,296	流動負債	53,978
現金及び預金	58,624	買掛金	983
売掛金	19,496	リース債	282
原材料及び貯蔵品	1,151	未払金	28,090
その他	6,033	未払費用	6,872
貸倒引当金	△9	未払法人税等	7,732
固定資産	136,399	未払消費税等	2,259
有形固定資産	86,401	賞与引当金	2,130
建物及び構築物	52,271	たな卸資産処分損失引当金	198
機械及び装置	7,412	その他の	5,427
工具、器具及び備品	6,652	固定負債	8,422
土地	18,288	長期借入金	500
リース資産	602	リース債	420
建設仮勘定	1,174	再評価に係る繰延税金負債	291
無形固定資産	8,178	賞与引当金	634
のれん	210	役員賞与引当金	422
ソフトウェア	7,273	役員退職慰労引当金	197
その他	694	退職給付に係る負債	1,327
投資その他の資産	41,819	資産除去債務	4,041
投資有価証券	56	その他の	587
長期貸付金	9	負債合計	62,401
繰延税金資産	4,718	(純資産の部)	
敷金及び保証金	33,994	株主資本	163,452
その他	4,361	資本金	24,113
貸倒引当金	△1,320	資本剰余金	42,124
		利益剰余金	97,216
		自己株式	△2
		その他の包括利益累計額	△4,157
		土地再評価差額金	△4,242
		退職給付に係る調整累計額	84
		純資産合計	159,295
資産合計	221,696	負債・純資産合計	221,696

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

# 連結損益計算書

〔2019年1月1日から〕  
〔2019年12月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		
直営店舗売上高	197,102	
フランチャイズ収入	84,660	281,763
売上原価		
直営店舗売上原価	169,728	
フランチャイズ収入原価	55,938	225,666
売上総利益		56,096
販売費及び一般管理費		28,078
営業利益		28,018
営業外収益		
受取利息	115	
受取補償金	351	
受取保険金	254	
受取手数料	259	
その他	292	1,273
営業外費用		
支払利息	27	
貸倒引当金繰入額	701	
店舗用固定資産除却損	887	
その他	187	1,804
経常利益		27,487
特別損失		
固定資産除却損	383	
減損損失	149	532
税金等調整前当期純利益		26,954
法人税、住民税及び事業税	9,531	
法人税等調整額	537	10,069
当期純利益		16,885
親会社株主に帰属する当期純利益		16,885

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)



## 連結株主資本等変動計算書

〔2019年1月1日から  
2019年12月31日まで〕

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	24,113	42,124	84,319	△1	150,556
当期変動額					
剰余金の配当			△3,988		△3,988
親会社株主に帰属する当期純利益			16,885		16,885
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	12,896	△0	12,896
当期末残高	24,113	42,124	97,216	△2	163,452

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△4,242	△87	△4,330	146,226
当期変動額				
剰余金の配当				△3,988
親会社株主に帰属する当期純利益				16,885
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	172	172	172
当期変動額合計	—	172	172	13,069
当期末残高	△4,242	84	△4,157	159,295

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

## 【連結注記表】

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 日本マクドナルド株式会社

#### (2) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### (3) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 有価証券

- ・その他有価証券  
時価のないもの 総平均法による原価法

##### ロ. たな卸資産

- ・原材料及び貯蔵品 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### イ. 有形固定資産 定額法 (リース資産を除く)

##### ロ. 無形固定資産 定額法（なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5～10年）に基づく定額法を採用しております。） (リース資産を除く)

##### ハ. リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### ③ 重要な引当金の計上基準

##### イ. 貸倒引当金 金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ロ. 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。また、一部の社員を対象に株価連動型賞与を導入しており、賞与の支給額は当社の株価に連動して算定されるため、付与日から支給日までの間の各決算日時点における公正価値をオプション評価モデル（ブラックショールズモデル）を用いて算定し、権利確定期間の経過割合を乗じた金額を引当金として計上しております。なお、市場条件以外の業績条件は反映しておりません。
- ハ. 役員賞与引当金 役員を対象に株価連動型賞与を導入しており、賞与の支給額は当社の株価に連動して算定されるため、付与日から支給日までの間の各決算日時点における公正価値をオプション評価モデル（ブラックショールズモデル）を用いて算定し、権利確定期間の経過割合を乗じた金額を引当金として計上しております。なお、市場条件以外の業績条件は反映しておりません。
- ニ. 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
- ホ. たな卸資産処分損失引当金 サプライヤーからの買取り予定のたな卸資産の処分により、今後発生すると見込まれる損失について、合理的に見積もられる金額を計上しております。
- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。
- ⑤ のれんの償却方法及び償却期間  
5年間で均等償却しております。

- ⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項  
消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 71,555百万円
- (2) フランチャイズ契約の締結に伴う店舗運営事業の売却によりフランチャイズオーナーに譲渡された固定資産の帳簿価額は1,792百万円(建物及び構築物1,213百万円、機械及び装置268百万円、工具、器具及び備品277百万円、リース資産31百万円、のれん2百万円)であります。
- (3) 土地再評価  
当社は、「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。  
再評価の方法  
「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき合理的な調整を行い算出しております。  
再評価を行った年月日 2001年12月31日  
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額  
△1,728百万円
- (4) 保険差益による有形固定資産の圧縮額は22百万円であります。
- (5) 投資その他の資産における「その他」のうち2,000百万円は、前払式証票の規則等に関する法律に基づき、マックカード発行に係る発行保証金として供託されております。なお、担保される負債は前受金2,631百万円(ただし、連結貸借対照表計上額は使用されないと見込まれる金額を控除した1,193百万円)であります。

#### 4. 連結損益計算書に関する注記

フランチャイズ契約の締結に伴う店舗運営事業の売却益1,300百万円をフランチャイズ収入に含めて表示しております。当該フランチャイジーへの売却価額は売却対象の店舗運営事業が将来生み出すと期待されるキャッシュ・フローに基づき算定されており、買い手であるフランチャイジーと合意された金額であります。

#### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 期末の株式数(株)
普通株式	132,960,000	-	-	132,960,000

##### (2) 剰余金の配当に関する事項

###### ① 配当金支払額等

2019年3月27日開催の第48回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 3,988百万円
- ・ 1株当たり配当金額 30円
- ・ 基準日 2018年12月31日
- ・ 効力発生日 2019年3月28日

###### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2020年3月27日開催の第49回定時株主総会決議予定の配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 4,387百万円
- ・ 1株当たり配当金額 33円
- ・ 基準日 2019年12月31日
- ・ 効力発生日 2020年3月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に関する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的でリスクの比較的低い金融商品に限定して運用を行っております。また、資金調達につきましては、その他の関係会社の親会社からの借入を行っております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスク又は取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社のフランチャイジー債権管理規程及び不動産関係債権管理規程等に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制をとっております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格のない株式であります。そのため市場価格の変動におけるリスクは僅少です。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃貸借契約に係る敷金であり、賃貸人の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の不動産関係債権管理規程に従い、賃貸人ごとの残高管理を行うとともに、主な賃貸人の信用状況を把握する体制をとっております。

営業債務である買掛金及び未払金の支払期日は、そのほとんどが1年以内であります。

長期借入金は、その他の関係会社の親会社からの資金調達であり、これは主に設備投資に係る資金調達であります。金利変動のリスクを回避するため、固定金利としております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は連結決算日後最長6年であります。

#### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより当該価格が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	58,624	58,624	-
(2) 売掛金	19,496		
貸倒引当金 ※1	△9		
	19,486	19,486	-
(3) 敷金及び保証金	33,994		
貸倒引当金 ※2	△532		
	33,461	32,853	△608
資産計	111,573	110,965	△608
(4) 未払金	28,090	28,090	-
負債計	28,090	28,090	-

※1 売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。

※2 敷金及び保証金に対する貸倒引当金を控除しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

① 資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

これらの時価の算定については、一定期間ごとに分類し、その将来のキャッシュ・フローを国債利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しております。

② 負債

(4) 未払金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

## 7. 賃貸等不動産に関する注記

### (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、千葉県、神奈川県及びその他の地域において、店舗施設等（土地を含む）を有しております。

### (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	連結決算日における時価
33,867	30,405

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

#### 2. 時価の算定方法

企業会計基準適用指針第23号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」第33項に基づき、土地については主として「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）、建物等の償却性資産については適正な帳簿価額をもって時価とみなしております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,198円08銭

(2) 1株当たり当期純利益 127円00銭



## 9. その他の注記

(企業結合等関係)

事業分離

### 1. 事業分離の概要

#### (1) 分離先企業の名称

株式会社Dダイニング等ハンバーガーレストラン事業を運営するフランチャイズオーナー企業40社

#### (2) 分離した事業の内容

成田空港第1ターミナル店等合計63店舗にかかる店舗運営事業

#### (3) 事業分離を行った主な理由

当社グループは継続的な成長と収益性の向上による企業価値の向上の一環として、フランチャイズオーナーとフランチャイズ契約を締結し、フランチャイズオーナーへハンバーガーレストランの店舗運営事業を譲渡いたしました。なお、63店舗のうち、35店舗が直営店舗からフランチャイズ店舗への移行であり、28店舗がBFLエクササイズによるフランチャイズオーナーへの譲渡です。

(注) BFLエクササイズとはBFL契約 (Business Facilities Lease契約; フランチャイジーが日本マクドナルド株式会社から店舗及び設備等を賃借して店舗運営を行う契約形態) のフランチャイジーが、日本マクドナルド株式会社へ申請することにより、同社の審査を経てコンベンショナル契約 (フランチャイジーが店舗用設備を購入して店舗運営を行う契約形態) へ移行することです。

#### (4) 事業分離日

2019年1月31日から2019年11月30日までの複数日

#### (5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

### 2. 実施した会計処理の概要

#### (1) 移転損益の金額

連結損益計算書に関する注記に記載しております。

#### (2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

連結貸借対照表に関する注記(2)に記載しております。

#### (3) 会計処理

移転した事業に係る資産の帳簿価額と売却価額との差額を移転損益として認識しております。

# 貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	14,271	流動負債	7,643
現金及び預金	5,642	買掛金	1,133
関係会社売掛金	4,661	未払金	183
前払費用	2,444	関係会社未払金	5,486
未収金	121	未払費用	217
その他	1,401	未払法人税等	193
固定資産	138,344	未払消費税等	393
有形固定資産	23,151	賞与引当金	14
建物	4,376	その他	20
構築物	401	固定負債	2,974
工具、器具及び備品	0	長期借入金	500
土地	18,372	賞与引当金	4
無形固定資産	8,053	役員賞与引当金	422
借地権	718	役員退職慰労引当金	120
ソフトウェア	7,297	再評価に係る繰延税金負債	314
電話加入権	37	資産除去債務	1,268
投資その他の資産	107,139	その他	344
投資有価証券	56	負債合計	10,617
長期貸付金	9	(純資産の部)	
関係会社長期貸付金	71,403	株主資本	146,560
破産更生債権等	54	資本金	24,113
長期前払費用	184	資本剰余金	42,124
繰延税金資産	0	資本準備金	42,124
敷金及び保証金	33,994	利益剰余金	80,324
その他	2,002	利益準備金	253
貸倒引当金	△565	その他利益剰余金	80,071
		繰越利益剰余金	80,071
		自己株式	△2
		評価・換算差額等	△4,562
		土地再評価差額金	△4,562
		純資産合計	141,998
資産合計	152,615	負債・純資産合計	152,615

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

# 損 益 計 算 書

〔2019年1月1日から〕  
〔2019年12月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		
不動産賃貸収入	46,222	
関係会社受取配当金	5,000	51,222
売 上 原 価		
不動産賃貸原価	44,448	44,448
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>6,774</b>
販売費及び一般管理費		3,265
<b>営 業 利 益</b>		<b>3,508</b>
営業外収益		
受取利息	391	
経営指導料	379	
受取補償金	345	
貸倒引当金戻入額	3	
その他	32	1,151
営業外費用		
支払利息	19	
店舗用固定資産除却損	40	
その他	5	64
<b>経 常 利 益</b>		<b>4,596</b>
特別損失		
固定資産除却損	4	4
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>4,591</b>
法人税、住民税及び事業税	14	
法人税等調整額	8	22
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>4,569</b>

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

## 株主資本等変動計算書

〔2019年1月1日から〕  
〔2019年12月31日まで〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本							株主資本計 合
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	24,113	42,124	42,124	253	79,491	79,744	△1	145,980
当 期 変 動 額								
剰余金の配当					△3,988	△3,988		△3,988
当 期 純 利 益					4,569	4,569		4,569
自己株式の取得							△0	△0
当期変動額合計	—	—	—	—	580	580	△0	580
当 期 末 残 高	24,113	42,124	42,124	253	80,071	80,324	△2	146,560

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	△4,562	△4,562	141,417
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△3,988
当 期 純 利 益			4,569
自己株式の取得			△0
当期変動額合計	—	—	580
当 期 末 残 高	△4,562	△4,562	141,998

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

## 【個別注記表】

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 関係会社株式 総平均法による原価法

ロ. その他有価証券

・時価のないもの 総平均法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産 定額法

ロ. 無形固定資産 定額法（なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5～10年）に基づく定額法を採用しております。）

#### (3) 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員兼務取締役の従業員部分を対象に株価連動型賞与を導入しており、賞与の支給額は当社の株価に連動して算定されるため、付与日から支給日までの間の各決算日時点における公正価値をオプション評価モデル（ブラックショールズモデル）を用いて算定し、権利確定期間の経過割合を乗じた金額を引当金として計上しております。なお、市場条件以外の業績条件は反映しておりません。

ハ. 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

また、株価連動型賞与を導入しており、賞与の支給額は当社の株価に連動して算定されるため、付与日から支給日までの間の各決算日時点における公正価値をオプション評価モデル（ブラックショールズモデル）を用いて算定し、権利確定期間の経過割合を乗じた金額を引当金として計上しております。

なお、市場条件以外の業績条件は反映しておりません。

ニ. 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

- (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の処理方法  
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

## 3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 16,237百万円  
(2) 関係会社に対する金銭債権及び債務は次のとおりであります。  
① 短期金銭債権 5,041百万円  
② 長期金銭債権 71,403百万円  
③ 短期金銭債務 5,486百万円  
(3) 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき合理的な調整を行い算出しております。

再評価を行った年月日 2001年12月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額  
△1,816百万円

- (4) 保険差益による有形固定資産の圧縮額は22百万円であります。
- (5) 投資その他の資産における「その他」のうち2,000百万円は、当社連結子会社の日本マクドナルド株式会社が販売するマックカードに係る発行保証金として同社のために前払式証券の規則等に関する法律に基づき供託されております。なお、担保される負債は日本マクドナルド株式会社の前受金2,631百万円（ただし、同社の貸借対照表計上額は使用されないと見込まれる金額を控除した1,193百万円）であります。

#### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

営業収入

不動産賃貸収入 45,946百万円

受取配当金 5,000百万円

その他の営業取引高 569百万円

営業取引以外の取引高 758百万円

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式(注)	869	50	-	919

(注)自己株式の株式数の増加50株は、単元未満株式の買取による増加であります。

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産	(百万円)
貸倒引当金	173
資産除去債務	388
関係会社株式評価損	220
建設協力金	16
繰越欠損金	196
未払事業税等	54
減価償却費	8
役員退職慰労引当金	36
その他	271
繰延税金資産小計	<u>1,366</u>
評価性引当額	<u>△1,310</u>
繰延税金資産計	55
繰延税金負債	
長期前払費用	△27
資産除去債務に対応する除去費用	<u>△27</u>
繰延税金負債計	<u>△55</u>
繰延税金資産の純額	<u>0</u>

上記のほか、「再評価に係る繰延税金負債」として計上している土地の再評価に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりであります。

繰延税金資産	
土地再評価に係る繰延税金資産	1,627
評価性引当額	<u>△1,627</u>
計	-
繰延税金負債	
土地再評価に係る繰延税金負債	<u>△314</u>
計	<u>△314</u>
繰延税金負債の純額	<u>△314</u>



## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
その他の関係会社の親会社	マクドナルド・レストラン・オペレーションズ・インク	3千米ドル	持株会社	被所有 間接 49.99	資金の借入	資金の借入	-	長期借入金	500
						利息の支払(注2)	8	その他固定負債(未払利息)	135

### (2) 子会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	日本マクドナルド株式会社	100	ハンバーガーレストランチェーン	所有 直接 100.0	役員の兼任 不動産の賃貸等	不動産賃貸による収入(注3)	45,946	関係会社売掛金	4,661
						経営指導による収入(注4)	379	その他流動資産(未収入金)	-
						資金の回収(注5)	14,638	関係会社長期貸付金	71,403
						利息の受取(注5)	379	未収利息	379
						配当金の受取	5,000	-	-

#### 取引条件及び取引の決定方針等

- (注) 1. 上記(1)及び(2)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. マクドナルド・レストラン・オペレーションズ・インクからの借入金の金利につきましては、市場金利を参考にした利率としております。
3. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定してしております。
4. 経営指導料は業務内容を勘案して決定してしております。
5. 日本マクドナルド株式会社への貸付金の金利につきましては、市場金利を参考にした利率としております。また、短期の資金貸借取引であるため、純額で表示してしております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,067円98銭
- (2) 1株当たり当期純利益 34円36銭

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2020年3月5日

日本マクドナルドホールディングス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安藤隆之 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 堀井秀樹 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本マクドナルドホールディングス株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本マクドナルドホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2020年3月5日

日本マクドナルドホールディングス株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安藤隆之 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 堀井秀樹 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本マクドナルドホールディングス株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実  
は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年3月9日

日本マクドナルドホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 石 井 隆 朗 ㊟

社外監査役 田 代 祐 子 ㊟

社外監査役 本 多 慶 行 ㊟

社外監査役 キャサリン・フーベル ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、剰余金の配当につきましては、株主の皆様へ安定した配当を継続することを基本としつつ、業績の動向、資金需要の状況、企業競争力強化のための内部留保の充実等を総合的に勘案して決定する方針としております。

上記配当に関する基本方針のもと、当期の業績、資金繰り、自己資本利益率などの財務指標を総合的に勘案した結果、当期の期末配当を前年度に比べ1株につき3円増配し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金33円 総額 4,387,649,673円

なお、この割当てにおいては自己株式919株分を除外しております。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年3月30日

## 第2号議案 取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役サラ L. カサノバ氏、アローシャ・ウィジェムニ氏、及び上田昌孝氏は任期満了となりますので、あらためて取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	サラ L. カサノバ (1965年4月6日生)	1991年1月 マクドナルドカナダ入社 1997年1月 マクドナルドロシア/ウクライナ マーケティングシニアディレクター 2001年7月 マクドナルドカナダ マーケティングシニアディレクター 2004年10月 日本マクドナルド株式会社マーケティング本部執行役員 2007年4月 同社ビジネスデベロップメント部上席執行役員 2009年7月 マクドナルドマレーシア マネージングディレクター 2012年5月 マクドナルドマレーシア マネージングディレクター並びにマクドナルドシンガポール及びマクドナルドマレーシアリージョナルマネージャー 2013年8月 日本マクドナルド株式会社代表取締役社長兼CEO 2014年3月 当社代表取締役社長兼CEO (現任) 2019年3月 日本マクドナルド株式会社代表取締役会長 (現任)	1,935株
		(重要な兼職の状況) 日本マクドナルド株式会社代表取締役会長	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式数
2	アローシャ・ ウィジェムニ (1961年12月10日生)	<p>1981年4月 エアランカ航空 (現スリランカ航空) 入社 アカウントスーパーバイザー</p> <p>1989年6月 ピザハット (英国) アカウンタント</p> <p>1993年9月 マクドナルドサウジアラビア ファイ ナンスマネージャー</p> <p>1998年3月 マクドナルドルーマニア ファイナン スディレクター</p> <p>2000年2月 マクドナルドミドルイースト・アフリ カデベロップメントカンパニー シニ アファイナンスディレクター</p> <p>2009年1月 日本マクドナルド株式会社リレーショ ンシップパートナーフィールドサービ スバイスプレジデント</p> <p>2010年10月 マクドナルドチャイナ チーフオーナ ーシップストラテジーオフィサー</p> <p>2014年6月 マクドナルド・APMEA・LLCフ ランチャイジングバイスプレジデント</p> <p>2015年6月 マクドナルドファウンダーショナルセ グメント チーフアライメントオフィ サーバイスプレジデント</p> <p>2016年3月 当社取締役 (現任)</p> <p>2017年9月 マクドナルド・コーポレーション コ ーポレートバイスプレジデントグロー バルフランチャイジングオフィサー (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) マクドナルド・コーポレーション コーポレートバ イスプレジデントグローバルフランチャイジングオ フィサー</p>	一株



候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式数
3	うえ だ まさ たか 上 田 昌 孝 (1955年4月5日生)	1979年4月 株式会社三菱銀行(現株式会社三菱UFJ 銀行) 入行 上野支店新橋支店 1983年8月 アメリカンエクスプレスインターナシ ョナル日本支社財務企画部マネージャ ー/ディレクター 1987年1月 同社金融機関関連サービス部ディレク ター 1989年1月 同社加盟店マーケティング部ディレク ター 1990年4月 同社個人金融サービス部門ヴァイス・ プレジデント 1992年8月 同社事業開発部ヴァイス・プレジデン ト 1994年5月 同社個人カードヴァイス・プレジデン ト 1996年9月 同社グローバルネットワークサービス 極東(日本及び韓国)リージョナル・ ビジネス・リーダー 2000年9月 アメリカンホーム保険会社(AIGグルー プ) 副会長 2001年12月 同社会長兼CEO 2007年1月 ING Direct Services株式会社顧問(専 任) 2007年3月 同社顧問(非常勤) 株式会社セシール代表取締役会長兼 CEO 2013年7月 株式会社ディノス・セシール取締役会 長(合併により社名変更) 2014年5月 KCJ GROUP株式会社エグゼクティブ・ア ドバイザー 2014年6月 公益社団法人会社役員育成機構(BDTI) 理事(現任) 2015年6月 株式会社ディノス・セシール相談役 2016年3月 当社社外取締役(現任) 2016年10月 株式会社光通信顧問 2017年2月 特定非営利活動法人日本卵殻膜推進協 会理事長(現任)	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	うえだまさたか 上田昌孝 (1955年4月5日生)	2017年7月 株式会社スカラ顧問 (現任) 2018年6月 株式会社東日本銀行社外取締役 (現任) 2018年9月 一般社団法人日本ゴルフツアー機構専務理事 (現任)  (重要な兼職の状況) 公益社団法人会社役員育成機構(BDTI)理事 特定非営利活動法人日本卵殻膜推進協会理事長 株式会社スカラ顧問 株式会社東日本銀行社外取締役 一般社団法人日本ゴルフツアー機構専務理事	一株

- (注) 1. 本議案が承認可決された場合には、取締役候補者サラ L. カサノバ氏は、本総会後の取締役会において当社代表取締役社長兼CEOに重任する予定であります。  
また、同氏は日本マクドナルド株式会社の代表取締役会長を兼務しておりますが、同社は当社100%出資の子会社であるため、特別な利害関係はありません。  
その他の各取締役候補者と当社の間には、特別な利害関係はありません。
2. 取締役候補者上田昌孝氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者に関する事項は、次のとおりであります。  
上田昌孝氏は、2016年3月開催の第45回定時株主総会において取締役に選任されて以降、会社経営全般に関する豊富な見識に基づいて、当社において社外取締役として中立かつ客観的な観点から当社の経営上有用な発言を行ってきていること等から適任であると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。  
なお、上田昌孝氏は、東京証券取引所において定める独立役員の要件を満たしていることから、当社は引き続き同氏を独立役員として指定し、同証券取引所に届け出る予定です。  
上田昌孝氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 当社と取締役候補者との責任限定契約について  
当社は上田昌孝氏との間で当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本議案が承認可決され同氏が再任された場合は、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額となります。

### 第3号議案 監査役4名選任の件

監査役4名のうち、本総会終結の時をもって、石井隆朗氏、田代祐子氏及び本多慶行氏の3名が任期満了となります。また、監査役キャサリン・フーベル氏は、本総会終結の時をもって、辞任されます。つきましては、監査役4名（新任1名を含む）の選任をお願いいたしたいと存じます。

各監査役候補者は、辞任される監査役の補欠として選任されるものではなく、その任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	いし い たか あき 石 井 隆 朗 (1954年1月1日生)	1976年3月 日本マクドナルド株式会社（現日本マクドナルドホールディングス株式会社）入社 2001年1月 同社予算管理部長 2004年6月 日本マクドナルド株式会社財務部長 2010年1月 同社IR部長 2012年3月 当社常勤監査役（現任） 日本マクドナルド株式会社常勤監査役（現任）  (重要な兼職の状況) 日本マクドナルド株式会社常勤監査役	1,685株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
2	た しろ ゆう こ 田 代 祐 子 (1954年3月14日生)	1986年6月 KPMG LLP入所 1995年7月 同所パートナー 2000年11月 ゼネラル・エレクトリック・インター ナショナル・インクGEコーポレート ジャパンソーシングリーダー 2003年7月 フェニックスリゾート株式会社最高財 務責任者 2005年4月 エーオン・ホールディングス・ジャパ ン株式会社取締役最高業務責任者兼最 高財務責任者 2010年4月 TSアソシエイツ株式会社代表取締役 2011年9月 GI地域開発研究所代表取締役 2012年6月 株式会社アコーディア・ゴルフ社外取 締役 2014年9月 特定非営利活動法人未来開発研究所理 事長 2016年3月 当社社外監査役 (現任) 2016年6月 株式会社アコーディア・ゴルフ代表取 締役社長執行役員 特定非営利活動法人未来開発研究所理 事 (現任) 2017年12月 特定非営利活動法人ザ・ファースト・ ティー・オブ・ジャパン理事 (現任) 2018年1月 株式会社アコーディア・ゴルフ取締役 会長 2018年4月 同社代表取締役会長兼社長CEO (現 任) 2019年3月 日本ゴルフマネジメント株式会社 (現 ネクスト・ゴルフ・マネジメント株式 会社) 代表取締役会長CEO (現任) ヤマハ発動機株式会社社外取締役 (現 任)  (重要な兼職の状況) 株式会社アコーディア・ゴルフ代表取締役会長兼社 長CEO ネクスト・ゴルフ・マネジメント株式会社代表取締 役会長CEO ヤマハ発動機株式会社社外取締役 特定非営利活動法人未来開発研究所理事 特定非営利活動法人ザ・ファースト・ティー・オブ・ ジャパン理事	一株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
3	ほん だ よし ゆき 本 多 慶 行 (1956年1月8日生)	1980年11月 クーパーズアンドライブランド (現プ ライスウォーターハウスクーパース) 東京事務所入所 1985年9月 同シカゴ事務所 1991年1月 同事務所中西部地区日本企業担当ディ レクター 1992年7月 ペプシコ・インク ニューヨーク本社 ビジネスプランニング 1993年11月 日本ペプシコーラ社経営企画部長 1995年7月 同社財務本部本部長 1998年2月 シスコシステムズ株式会社財務本部本 部長 1998年9月 同社執行役員 1999年9月 同社取締役管理本部長 2002年8月 株式会社ディーアンドエムホールディ ングスCFO 2003年6月 同社執行役 2005年2月 リップルウッド・ジャパン (現株式会 社RHJインターナショナル・ジャパ ン) CFO 2005年6月 同社代表取締役 株式会社ディーアンドエムホールディ ングス取締役 コロンビアミュージックエンタテイン メント株式会社取締役 フェニックス・リゾート株式会社取締 役 株式会社ユーシン監査役 株式会社シグマクシス監査役 株式会社アルファパーチェス監査役 2007年10月 株式会社ディーアンドエムホールディ ングスCFO 2009年6月 同社代表取締役副社長 2010年2月 株式会社シグマクシス エグゼクティ ブアドバイザー 2011年3月 スミダコーポレーション株式会社入社 2011年8月 同社執行役 2012年2月 同社代表執行役CFO (現任) 2016年3月 当社社外監査役 (現任)  (重要な兼職の状況) スミダコーポレーション株式会社代表執行役CFO	一株

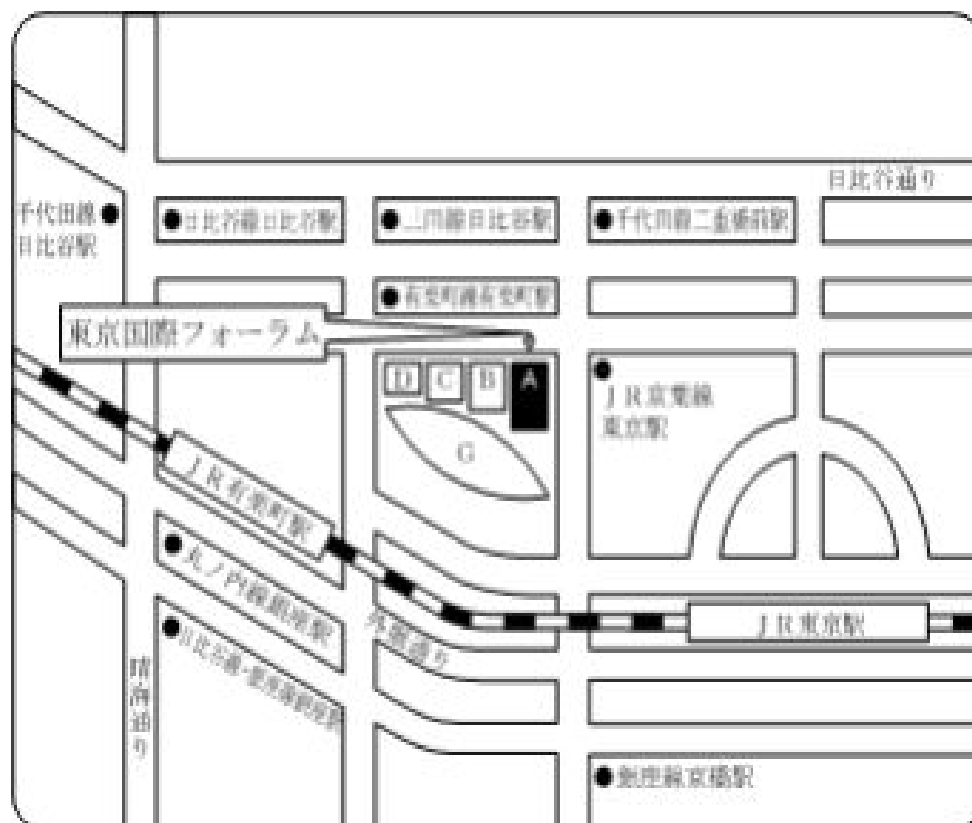
候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
4	※ エレン・カイヤ (1959年6月15日生)	1985年8月 リゾート・インターナショナル入社 1987年9月 フロリダ・パワーアンドライト入社 1997年8月 プライスウォーターハウスクーパース インターナルオーディットプラクティ スディレクター 2001年4月 エクセロン・コーポレーション イン ターナルオーディットディレクター 2002年2月 同社インターナルオーディットバイス プレジデントアンドチーフオーディ ットエグゼクティブ 2010年9月 オフィス・マックス・インク (現オフ イス・デポ・インク) インターナル オーディットバイスプレジデントアン ドチーフオーディットエグゼクティブ 2015年8月 ウォルグリーンズ・ブーツ・アライア ンス インターナルオーディットバイ スプレジデントアンドチーフオーディ ットエグゼクティブ 2017年4月 マクドナルド・コーポレーション イン ターナルオーディットバイスプレジ デントアンドチーフオーディットエグ ゼクティブ (現任)  (重要な兼職の状況) マクドナルド・コーポレーション インターナルオ ーディットバイスプレジデントアンドチーフオーデ イットエグゼクティブ	一株

- (注) 1. ※は、新任の監査役候補者であります。監査役候補者田代祐子氏、本多慶行氏及びエレン・カイヤ氏は、社外監査役候補者であります。
2. エレン・カイヤ氏が所属するマクドナルド・コーポレーションと当社の連結子会社である日本マクドナルド株式会社との間には、ライセンス契約に基づくロイヤルティーの支払等の取引関係があります。  
その他の各監査役候補者と当社の間には、特別な利害関係はありません。
3. 社外監査役候補者に関する事項は、次のとおりであります。
- (1) 社外監査役候補者とした理由
- ① 田代祐子氏は、米国公認会計士として、監査法人のパートナー、多数の民間企業の財務責任者、代表取締役等を歴任され、企業会計に関する専門的知識、会社経営全般に関する豊富な見識を有しております。このような豊富な見識に基づき、当社の監査役会等で社外監査役として、中立かつ客観的な立場から有用な発言を行ってきていること等から適任であると判断し、引き続き社外監査役としての選任をお願いするものであります。
- ② 本多慶行氏は、公認会計士・米国公認会計士として、監査法人における海外勤務を含めた豊富な経験と専門的知識、多数の民間企業の経営を通じて培われた、会社経営全般について豊富な見識を有しております。このような豊富な見識に基づき、当社の監査役会等で社外監査役として、中立かつ客観的な立場から有用な発言を行ってきていること等から適任であると判断し、引き続き社外監査役としての選任をお願いするものであります。
- ③ エレン・カイヤ氏は、複数の企業及び当社の連結子会社である日本マクドナルド株式会社が運営するマクドナルドビジネスのライセンサーである米国法人マクドナルド・コーポレーションで内部監査の部門責任者として、内部監査業務に携わられ、監査、企業統治及び会計に係る豊富な知識と経験を有しております。このような背景を考慮すれば、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。
- ④ 田代祐子氏及び本多慶行氏の両氏は、東京証券取引所において定める独立役員要件を満たしていることから、当社は引き続き両氏を独立役員として指定し、同証券取引所に届け出る予定です。
- (2) 社外監査役候補者が当社の監査役に就任してからの年数  
社外監査役候補者田代祐子氏及び本多慶行氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、それぞれ4年となります。
4. 当社と監査役候補者との責任限定契約について
- (1) 当社は石井隆朗氏、田代祐子氏及び本多慶行氏の三氏との間で当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案が承認可決され、三氏が再任された場合は、三氏との間の当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額となります。
- (2) 本議案が承認可決され、エレン・カイヤ氏が当社社外監査役に選任された場合は、当社は同氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額となります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会 場：東京都千代田区丸の内三丁目5番1号  
東京国際フォーラム ホールA  
電話番号 (03) 5221-9000



A：ホールA B：ホールB・レセプションホール C：ホールC D：ホールD・会議室 G：会議室・展示ホールロビー

会場最寄駅：JR線 東京駅より徒歩5分  
(京葉線東京駅と地下1階コンコースにて連絡)  
有楽町駅より徒歩1分  
地下鉄 有楽町線有楽町駅と  
地下1階コンコースにて連絡

駐車場はご用意いたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。

## 新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルスの流行に関連し、本株主総会にご出席される株主様におかれましては、当日の状況やご自身の体調をお確かめいただき、マスク着用などの感染予防にご配慮のうえ、ご来場下さいますようお願い申し上げます。本株主総会会場では、感染予防の措置を講じる場合がございますので、ご協力の程お願い申し上げます。なお、同封の議決権行使書用紙をご郵送いただく方法によっても、株主総会の議決権を行使することができますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。  
何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。